

市政を支える大切な財源です



市では、市民生活に直接結びついた幅広い業務を行っています。この経費を賄う上で、税金は大切な財源となります。税金に対する理解を深めてもらうため、市・県民税の仕組みについて紹介します。

課税の仕組み

令和3年度の市・県民税は、令和2年1～12月の所得から税額を計算して、令和3年1月1日時点の住所地で課税されます。

市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

令和3年1月1日時点で本市に住所のある人は均等割と所得割の合計額を、本市に住所がなく事業所や家屋敷などがある人は均等割の額を納付します。

○均等割：5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)
○所得割：10%(市民税6%、県民税4%)

納付方法

普通徴収

自営業の人などは、納付書や口座振替で年4回に分けて納付します。

す。

令和3年度の「市民税・県民税額決定(納税)通知書」は6月15日(火)に発送しています。

給与からの特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者の市・県民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。

税額などは、給与の支払者を通じてお知らせします。

公的年金からの特別徴収

令和3年4月1日現在、65歳以上で、一定の条件を満たした年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。

対象者には、税額決定(納税)通知書で特別徴収額をお知らせします。

年金の支給が停止された場合や介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合には、市・県民税の特別徴収は中止となり、普通徴収となります。

ただし、税額が変更になったり、

市外に転出したりした場合は、一定の要件で特別徴収が継続されます。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

○未成年、または障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除などを受けている人で、令和2年中の合計所得金額が135万円以下の

人

○令和2年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人
(28万円×(扶養人数+1)+10万円+16万8,000円*)

所得割が課税されない人

○令和2年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人
(35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円*)

*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます

皆さんの質問にお答えします

Q1 市・県民税がかかる収入の基準を教えてください。

A1 給与収入のみで扶養者がいない場合、1年間(前年の1～12月)の総収入が93万円を超えると課税されます(本市の場合。市区町村によって異なる)。

Q2 令和3年3月20日にA市からB市に引っ越しました。令和3年度の市・県民税はどちらに納めるのでしょうか。

A2 令和3年1月1日時点の住所はA市であるため、令和3年度はA市に納めることになります。

Q3 大学生の子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

A3 130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。市・県民税や所得税の扶養控除は、給与収入の場合103万円以内です。

Q4 令和3年3月に退職し、市・県民税を一括で納めました。令和3年度の税額決定(納税)通知書が届きました。なぜですか。

A4 退職時に支払ったのは、毎月の給与から特別徴収されるはずだった令和2年度課税分の残額です。今回届いたのは、令和2年1～12月の給与所得に対する税額の通知です。なお、令和3年1～3月までの給与所得に対する市・県民税は、令和4年度分として課税されます。

Q5 ワンストップ特例制度を利用してふるさと納税をした分については、所得税の確定申告や市・県民税申告で申告する必要がありますか。

A5 確定申告や市・県民税申告をする場合は、ワンストップ特例制度を利用したふるさと納税分も含めて申告をしなければなりません。

Q6 夫が令和3年1月2日に亡くなりましたが、令和3年度の税額決定(納税)通知書が届きました。納める必要がありますか。

A6 令和3年1月1日時点で存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は、相続人が納めることになります。

所得税の確定申告の申告期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、所得税の確定申告の申告期限が4月15日まで延長されましたが、期限内に申告していても申告内容が令和3年度の「市民税・県民税税額決定(納税)通知書」に反映されていない

場合があります。この場合、後日申告内容を反映し、税額更正を行った通知書を改めて送付します。また、市・県民税の情報をういて決定している保険料などにも影響する場合がありますので注意してください。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。